

空き地バンク利用の手続き

空き地登録者【売りたい人・貸したい人】

【登録できる空き地の要件】

深浦町に存する宅地または雑種地で、次の要件を満たすもの。

- (1) 登録について、所有者全員の承諾が得られていること。
- (2) 相続が完了していること。
- (3) 空き地バンクに登録されている期間中、当該空き地を適正に管理できる者がいること。
- (4) 自己の居住用又は地域の活性化に資する利用を目的とし、転売、開発行為を目的としないものであること。

<登録の流れ>

STEP1 物件登録申込

空き地バンク登録申請書（様式第1号）に次の書類を添えて、お申し込みください。

- (1) 本人確認書類（運転免許証、個人番号カードなど）
- (2) 空き地バンク登録カード（様式第2号）
- (3) 空き地の外観の写真
- (4) 空き地の登記事項がわかる書類（土地全部事項証明書、公図）
- (5) 同意書（様式第3号） ※共有者がいる場合は、共有者全員の同意書
- (6) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類

STEP2 空き地の調査

申請があった空き地物件について、協力事業者（宅建業者）が登録カードの記載内容の確認や現地調査を行います。

STEP3 空き地の登録

協力事業者の調査が終わった物件で、空き地バンクに登録することを決定した場合は、町から空き地バンク登録完了書を申請者に交付します。

STEP4 空き地バンクへの掲載

空き地バンクに登録した空き地情報を専用ホームページ等で公開します。

STEP5 物件の見学

利用希望者から協力事業者（宅建業者）に利用したい物件の依頼があった場合は、当該事業者が立会いのもと物件を見学します。

STEP6 契約仲介

仲介事業者が契約の仲介を行います。

利用希望者【買いたい人・借りたい人】

<手続の流れ>

空き地バンクの空き地情報一覧から希望する空き地を検索してください。

STEP1 希望する空き地の検索

興味のある物件があった場合は、当該物件の協力事業者（宅建業者）に直接連絡し、物件を見学します。

STEP2 物件の見学

仲介事業者が契約の仲介を行います。

STEP3 契約仲介

留意事項等

- 成約時は仲介手数料が発生します。
- 自治体は物件の交渉・契約の締結には一切関与しません。
- 物件登録申込時に必要となる「空き地の登記事項がわかる書類」は、お近くの法務局（全国どこでも）で取得できます。
- お問い合わせの際は、直接、協力事業者にご相談いただいても構いません。



アットホーム
空き地バンク